[事案 28-205] 終身年金移行請求

・平成29年5月28日 裁定不調

<事案の概要>

終身年金への変更手続期間に関する通知内容が誤解を招く内容であったこと等を理由に、終身年金への変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和62年6月に契約した終身保険について、以下の理由により、終身年金へ変更してほしい。

- (1)保険会社から送付された通知書の文言からは、終身年金への変更手続ができるのは保険料 払込期間満了後であると理解できたことから、同期間満了後に変更を申し出たのに、実際 は同期間満了前に手続きが必要であったとして変更手続を拒むのは不当である。
- (2) 本契約を終身年金に変更した場合の年金年額が、最低年金年額に満たないことを知る機会がなく、年金年額を増額することもできなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)通知書の文言は、変更手続可能時期の案内ではなく、移行日(内容変更日)が保険料払込期間満了後であることを説明したものである。
- (2) 本契約は、上記期間満了時に終身年金に変更した場合の年金年額が、変更取扱いが可能な最低年金年額を下回っているので、変更取扱いはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約は最低年金年額に満たず、相手方の対応が不適当とは認められないので、終身年金への変更は認められないが、通知書に記載された文言は、保障内容変更手続の取扱時期について誤解を生じさせる余地のある内容であり、契約者が変更時期を逸して年金の受取りが1年遅くなってしまうという事態を招くおそれがあることから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。